

# 重要

令和8年2月25日

組合員 各位

広島県石油商業組合  
理事長 大野 徹  
(公印省略)

## 軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)の廃止に伴う 課税の取扱いについて

平素より、当組合の活動にご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

すでに報道等でご承知のとおり、軽油引取税の当分の間税率（旧暫定税率）につきましては、2月20日に閣議決定された「地方税法等の一部を改正する法律案」において、4月1日に廃止することとされています。

これに伴い、総務省では、軽油引取税の特別徴収義務者が他の販売業者との間で、軽油の「委託販売契約」を結んでいる場合における課税上の取扱いについて整理した通知文書を各都道府県税担当課宛に発出しました。

これを受けて、全石連では、資源エネルギー庁との協議を経て、委託販売契約を結ぶ販売業者及び特別徴収義務者それぞれが行う所定の事務手続きに関する「Q&A」を作成しました。つきましては、取り急ぎ、当該「Q&A」のポイントを取りまとめた別添文書をお送りいたしますので、ご確認ください。

「Q&A」や必要な様式類(任意様式)及び周知用チラシは、全石連ホームページ『石油広場』に掲載されております。同ホームページでは、後日、解説動画も掲載される予定ですので、各位におかれましては、これらをご活用の上、適正に軽油引取税を申告納付していただきますようお願いいたします。

なお、データをご希望の場合は、別途メールにてお送りしますので、組合事務局(☎082-261-9431)までご連絡をいただけましたら幸いです。

業務ご多忙の折、大変恐縮ですが、主旨ご認識の上、適宜ご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上

## Q&Aのポイント

### (1) 販売業者の3月末在庫の課税の取扱い

特別徴収義務者と販売業者が軽油の委託販売契約を結んでいる場合、販売業者が軽油を引き渡した(販売した)時点で、特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引き取りが行われることになるため、この場合、販売業者が3月中に仕入れた旧税率(32.1円/L)分の3月末在庫について、4月1日以降に引き渡す場合の税率については、新税率(15.0円/L)が適用される。

従来、軽油引取税の納税手続きにおいては、特別徴収義務者は当月中に販売業者に販売した軽油全量分に課される軽油引取税を申告納入するが、今回、税率変更が伴う3月末在庫の取扱いに限り、販売業者の在庫被りを回避するため以下の取扱いを認める。

(例) 販売業者への販売数量15KL、うち3月末在庫量を5KLとした場合(完納のケース)

従来	3月中に販売業者に販売した15KL分の軽油引取税を4月末に申告納入
	① 3月分の納付税額 → $15\text{KL} \times 32.1\text{円/L (旧税率)} = 481,500\text{円}$
↓	
今回	3月中に販売業者に販売した15KL分のうち、10KL分の軽油引取税を4月末に申告納入。4/1以降販売する3月末在庫5KL分については、4月販売分と合わせて5月末に申告納入
	② 3月分の納付税額 → $10\text{KL} \times 32.1\text{円/L (旧税率)} = 321,000\text{円}$
	③ 4月分の納付税額 → (4月販売分15KL + 3月分在庫5KL) $\times 15.0\text{円/L (新税率)} = 300,000\text{円}$

※販売業者の3月分の軽油代金のうち軽油引取税分の差額調整について

(ア)従来 → 上表①481,500円

(イ)今回 → 上表②321,000円+③のうち3月分在庫(5KL)75,000円

差額 → (ア)-(イ) 481,500円-(321,000円+75,000円)

=▼85,500円

↓

返金または仕入相殺により調整

## (2) 販売業者及び特別徴収義務者が行う手続き

### I. 販売業者の手続き

- ① 委託販売契約を締結している場合の3月中の軽油の引取りについて、特別徴収義務者ごとに分けて仕入、販売、在庫数量を把握すること。
- ② ①により確認・記帳した3月中の販売量と3月末日の軽油の在庫数量について、特別徴収義務者に対して速やかに報告すること。(在庫管理台帳や定期点検記録簿の写し等を添付)
- ③ ②の在庫軽油の4月1日以降の販売量を翌月10日までに特別徴収義務者に対して報告すること。(在庫軽油を4月末日前に完売した場合は、完売後速やかに報告すること)

### II. 特別徴収義務者の手続き

- ① 上記(2)①により、委託先の販売業者の軽油販売量等を適確に把握(販売業者の在庫軽油の払い出しは「先入先出法」による)するとともに、販売業者から提出された書類を管理、保存していること。
- ② 軽油引取税を申告納入する際は、納入申告書(第16号の10様式)に「委託販売数量明細書」※、販売業者から提出された「在庫管理台帳の写し」等の在庫数量を証する書類の写し及び「委託販売契約書の写し」を添付すること。  
なお、軽油引取税の3月分の申告納入数量については、3月中の販売数量から委託販売先の月末在庫分を除いた数量で申告納入を行う。

※「委託販売数量明細書」は、令和8年3月1日より記載が開始となります。

## (3) 令和8年3月末日の在庫軽油が完売した以降の軽油引取税の申告納入について

本年3月末の在庫軽油が完売した後は、従来の申告納入方式(前頁(1)従来)に戻して差し支えない。

以上